

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	健康増進事業に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

蟹江町は、健康増進事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もつて個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

蟹江町長

公表日

令和7年5月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業に関する事務
②事務の概要	<p>健康増進法(平成14年法律第103号)に基づき、健康教育、健康相談、訪問指導、各種検診など、住民の健康増進のために必要な事業を推進するための事務を行っている。</p> <p>健康増進法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①健康手帳の交付 ②健康診査 ③健康教育 ④健康相談 ⑤家庭訪問 ⑥健康増進法による健康増進事業の対象者の把握 ⑦検診記録等を登録、管理し、他市区町村へ検診記録の照会・提供を行う
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> 1. 母子保健システム 2. 住民健診システム 3. 予約管理システム 4. 予防接種システム 5. 住民記録システム 6. 団体内統合宛名システム 7. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
健康推進事業に関する情報ファイル、住民基本台帳ファイル、統合宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 番号法第9条第1項 別表 111の項</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第54条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p><選択肢></p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報照会ができる根拠法令)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日デジタル庁・総務省令第9号。以下「主務省令」という。) 第2条表中の139の項 第141条 ・健康増進法第19条の4 ・健康増進法施行規則第4条の3 (情報提供ができる根拠法令) ・番号法第19条第8号 ・主務省令 第2条表中の139の項 第141条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第50条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	民生部こども家庭課長 民生部健康推進課
②所属長の役職名	こども家庭課長 健康推進課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先
〒497-8601 愛知県海部郡蟹江町学戸三丁目1番地
蟹江町役場 総務課
Tel:0567-95-1111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先
〒497-0052 愛知県海部郡蟹江町西之森七丁目65番地
蟹江町こども家庭課(保健センター内)
蟹江町健康推進課(保健センター内)
Tel:0567-96-5711

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	<p>[1万人以上10万人未満] <選択肢></p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>[500人未満] <選択肢></p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[発生なし] <選択肢></p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>
--	--

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢>	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
[十分である]	<選択肢>	
2)特に力を入れている 3)課題が残されている		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
[目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か]	[十分である]	<選択肢>
1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用		
[目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か]	[十分である]	<選択肢>
1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
[権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か]	[十分である]	<選択肢>
1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[委託しない]
[委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か]	[十分である]	<選択肢>
1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[提供・移転しない]
[不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か]	[十分である]	<選択肢>
1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[接続しない(入手)] [接続しない(提供)]
[目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か]	[十分である]	<選択肢>
1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
[不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か]	[十分である]	<選択肢>
1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

9. 監査

実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
-------	------------	---------------	---------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]
<選択肢>	
1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策	
2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策	
3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	
4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策	
5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	
6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策	
7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策	
8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	
9) 従業者に対する教育・啓発	

当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------	---------------------	---

判断の根拠	各システムへのアクセスが可能な職員は、指紋認証とパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。よって、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。
-------	--

変更箇所